

広 報 費

支払日	内 容	金 額 (円)	領収書No.
3/23	会報作成及び折り込み(新周南新聞社へ委託)	700,557	1
	計	700,557 円	

合 計	700,557 円
-----	-----------

領 収 書

No. 011337

①



周南市議会 会派 アクティブ 様

お客様コード番号

--	--	--	--	--	--	--	--

700,557

内 訳	現 金	
	小 切 手	
	銀行振込	
	手 形	
相 殺		

(消費税込)

令和 2年 3月 23日

日頃のご愛読いただきありがとうございます。

購読料・広告掲載料・制作費 月分
但し アクティブ会報 2020 春季号 として

上記の金額正に領収致しました。



(株)新周南新聞社
〒745-0802 周南市栗屋二葉屋開作1035-18
TEL.0834-26-0303 FAX.0834-26-0155
nikkans@ccsnet.ne.jp



お客様の個人情報は新周南新聞社が責任をもって管理します。

※領収書は、すべて連番で付番し、重ならないように貼り付けてください。

アクティブレポート



※昨年の6月から藤井議員が加わり、ワンチーム(一致団結)で活動しています。

令和元年度 市長への要望 (継続項目含む) 令和元年11月22日

会派アクティブは藤井律子市長に対して右記の項目について要望書を提出しました。



現在、新型コロナウイルスの全国的拡大が国民的問題となっており、この対策には全市民の協力が必要です。このような時こそ感染拡大防止に向け必要な措置、注意を払いつつ、日々激変する社会状況の中、職場における子育て家族への配慮など、お互いが助け合い思いやりのある周南市民でありたいと願っています。

【市全域要望】

- ▷ 永続的・安定的財政基盤の早期確立
- ▷ 新たなシティプロモーションへの早期取り組み
- ▷ U・Iターンと地元企業への就職促進
- ▷ ニューフィッシャーマンの早期育成とパッケージ支援の充実
- ▷ コンビナート企業の障がい者雇用率達成へ向けた市長のトップセールス
- ▷ 高齢社会に見合った生活交通の見直しと免許返納者への支援
- ▷ 買い物弱者の実態把握及びその支援策の構築
- ▷ 小中学校の環境保全に対する専門人員の確保
- ▷ 庁舎や市民センターへの公衆無線LAN整備
- ▷ 各地区の民間事業所に対する一時避難受け入れの要請
- ▷ 災害により道路が交通不全となった場合の漁業組合との連携の推進
- ▷ 野犬対策の継続的取り組み
- ▷ 周南市陸上競技場の施設改修計画における、レノファ山口FCのホームゲーム開催可能性の検討
- ▷ 農道を含めた市道以外の道路の維持・管理についての総合的・統一的な市の支援制度の構築

【地域別要望】

- ▷ 徳山駅周辺の草刈り・樹木剪定の徹底
- ▷ 道の駅ソレーネ周南への遊具の設置
- ▷ 戸田桑原漁港の防波対策の推進
- ▷ 水害防止のための夜市川および西光寺川浚渫の定期的実施の県への要望
- ▷ 新南陽浄化センターグランドのトイレ洋式化
- ▷ 市道中溝線の早期整備
- ▷ 古川跨線橋の工期短縮、および通行止め後の継続的な安全・渋滞対策
- ▷ 富田西小学校のアリーナ周辺駐車場の舗装
- ▷ 久米秋本地区立体交差下市道の歩道拡幅
- ▷ 須々万地区での徳山北部全域を対象とする複合型施設整備の基本構想策定
- ▷ 「(仮称)新栄谷トンネル」建設実現のため
- ▷ 「(仮称)国道315号〇〇区間整備推進期成同盟」設立に向けた環境整備



周南市休日・夜間急病診療所の現状と今後

土屋 晴巳

(企画総務委員長)

救急医療提供体制は市民が安心して生活していくためのセーフティネットの一つであり、1次(初期)、2次、3次と段階に分かれますが、1次救急医療体制の整備は市町の責務とされています。(2次救急医療体制の整備は県になります。)

1次救急は、入院を必要としない比較的軽症な患者さんが対象となります。周南市においても「周南市休日・夜間急病診療所」(慶万町)を設置していますが、老朽化により今より利便性が良い場所(瀬戸見町9番)に移転されます。(来年度8～9月予定)

現在の休日・夜間急病診療所は、昭和54年5月から休日昼間に「休日急病診療所」として内科・外科・小児科の3科が開始されました。平成2年度からは夜間(毎日)を内科・外科で開始。平成11年6月からは小児科も夜間(毎日)を開始しました。

周南市誕生に合わせ「休日夜間急病診療所」に名称を変更しました。また平成20年12月からは小児科は「周南こどもQQ」(周南市・下松市・光市の広域化)へ移設されています。

現状は築後40年を超え、雨漏り等施設の老朽化が著しく進んでいると聞いています。

周南市は休日だけではなく平日の夜間の1次救急医療体制も整備しています。県内全ての市



老朽化が著しい休日夜間急病診療所

町で休日と夜間間に対応しているわけではありません。この体制は周南市の貴重な社会資源の一つとして、住み慣れた地域で、安心して健康に過ごしていくためにもこれからも維持・確保していかなくてはなりません。(実績は表1参照)

市民にとっては新設移転は望むところだと思いますが、瀬戸見町という利便性が良い場所への移転により、また移転先の近くに周南地域の中心的基幹病院で高次機能を有する徳山中央病院があることから、今後どのような利用状況に変わるのか、新たな1次と2次救急医療体制等の確立と構築そして連携が必要となるのか。将来的には「こどもQQ」のように広域化の検討も必要となるのか等注視していきたいと思えます。

診療科	診療日・時間
内科 外科 (平成30年度より休日のみ)	平日:19時～22時(年中無休) 休日:日曜、祝日、12/31～1/3、8/15 9時～12時/13時～17時/19時～22時
年度受診状況(過去3年)	
休日	
H28	H29
34.9人	35.6人
夜間	
H28	H29
7.4人	6.9人
1日平均	
H30	H30
32.8人	4.8人

[表1]

医療資源(医師、医療施設等)には限りがあります。現在の救急医療提供体制は勿論、地域医療を守っていくためには、市民、行政、医療機関等がそれぞれの役割を認識し、協力しなければなりません。よく言われることですが、「早めの受診にこそが、通常の診療時間内に受診しましょう」。また、市民一人ひとりがかかりつけ医を持ち、まずはかかりつけ医に連絡・相談することも大事と考えます。「かかりつけ薬局」を持つことも推奨されています。

「かかりつけ医・かかりつけ薬局」をお持ちですか。
「早めの受診、時間内の受診」に心がけましょう。



これからの周南市のまちづくりを考える

岩田 淳司

(環境建設委員長)

■ 公共施設・財産の再配置など

現在周南市では平成15年の2市2町による合併後、昭和40～50年代それぞれの市町で建設した公共施設を現在どう維持もしくは複合化、集約していくのかが大きな課題となっています。これまでに市では各公共施設の施設分類計画を作成、今後それらを基に各地域で地域住民と話し合いながら地域別計画を進めていき、各地域コミュニティに即した公共施設の再配置を行っていくとしています。これからはもっとも地域の皆さんと知恵を出し合っていく時代になります。

また公共施設(ハコモノ)と同様に市道や橋梁などの維持、市県道の街路灯(県道街路灯も多くが市で維持管理しています)の維持や、その沿道の街路樹や公園の樹木もまた肥大化しておりその維持が大きな課題です。

■ 現在の住宅などの事情

一方民間の方に目を向けると、いま周南市も全国他市と変わらず少子高齢化問題に直面しています。

昭和30年代から50年代、私たちの街は大きく発展してきて、人口増加に合わせどんどん新しい宅地の開発などが進められてきました。しかし平成以降バブルがはじけ、人口増加のペースが落ち、次第にこれまで生産人口比率が減速する一方で、現在も変わらぬ国策(新築に対する税制優遇)などにより、

新築物件は増え続けており、昭和時代に建てられた民家がいま住み手を失い空家家が徐々に増加、これらの放置などは社会問題化しています。

■ コンパクト・プラス・ネットワークの考え方

人口減少社会においては、これから限られた財政を有効に活用するためいま全国でコンパクト・プラス・ネットワークという都市再生の手法が進められており、わが市でも平成28年度末策定の周南市立地適正化計画の中で、病院や商業施設などの都市機能を有機的で利用しやすい環境に促進するための都市機能誘導区域と、その周辺に住民がコンパクトに住まう居住促進区域を設定しました。(これは大まかにいうと市街化区域の中にさらに市民生活空間を集約させていくという考え方です。)市は今後これらの区域の中に定住する方々に対し他地区に住むより、よりインセンティブ(有利性)のある補助メニューなどで、これを進める(誘導であり決して規制ではない)こととしています。現在私は、居住促進区域における空き家利活用インセンティブ施策を提言しています。

■ 適切な公共資産・財産の配分

これまで記述してきた課題を解決するため、市民からの税金をより適切に市民に分配していくには、今後適切なモノサシが必要です。公共施設の現在価値の把握も必要です。私は平成25年から一貫してこのモノサシづくりを提言してきました。現在日

本の法人は世界に倣い複式簿記を基準とした会計制度であり、この会計手法は一年間の収益状況(P/L)だけでなく決算時点での資産負債の状況(B/S)が把握でき、その情報から今後その企業が舵を取るべき方向性も検討することができるというものです。一方、わが国や地方自治体は明治時代から会計は現金主義のいわゆる大福帳会計であり、これまでわが市も自らが持つ資産の財産価値管理ができていませんでした。そこで私は、わが市で企業会計の考え方を取り入れた新公会計制度の活用を平成25年度より提言し、平成28年ごろようやくその土台が固まってきました。このモノサシが新公会計制度と市の固定資産台帳の整備です。

■ これからのまちづくり

いま周南市はこれまで発展とともに築いてきた市民の財産の維持・管理とともに、新しい環境づくりに向けて新たに変革していかねばならない時期にきています。またこれまで述べてきたことは、まちづくりとしてすべて繋がっている問題です。少子高齢化による社会の担い手不足を市民の皆さんとの協働社会の推進により補う必要もあります。私は、周南市が抱えるこれら都市再生問題について、前述した手法やモノサシを活用し、市の財産管理やまちづくりの提言をこれからもしっかりと続けていきたいと考えています。



第2期周南市中心市街地活性化 基本計画が動き始めました

清水芳将

(副議長)

賑わいの創出や利便性の向上、景観の改善や市街地に対する市民満足度の向上を目的に、令和2年度からの5年間を対象とした市の中心市街地活性化基本計画が、年度内の国の認定を経て動き始めました。

平成25年度からの5年間での計画で実現できた徳山駅ビルや市庁舎の建て替え、改修中の動物園と駅を結ぶ市街地循環バスや南北駅前広場の改善という成果を礎として、継続を含む多彩な事業の展開による更なる中心市街地の賑わいの創出を目的としたこの基本計画の柱は、多くの方々に支えられながら8年に亘って徐々に進められてきた、民間主導の第1種市街地再開発事業の実現です。

昨年6月に市の都市計画決定を受け、4年に亘る準備組合から今年1月に県の認可を受けた正式な法人組合となった団体が、近鉄松南北跡地を含む銀座・みなみ銀座の駅側一帯を解体し、業務棟やホテル、18階建てのマンションを含む商業棟の再構築を行なう事で、芽吹き始めた賑わいの芽を商業エリアにまで拡大し、合併以前からの市民の最大懸案事項であった中心市街地の活性化というテーマの実現を目指しています。

これまで市議会議員という立場からだけでなく、商店街の理事長や各種イベントの実行

委員長として、賑わいの創出に努めながらこの計画を支えてきた経験を生かし、この計画の確実な遂行を後押ししていきたいと思っております。

で、これまでに増しての皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。



第2期周南市中心市街地活性化基本計画

注) このパースは駅前広場等の周辺を含めて平成30年3月時点の計画を基に描いたイメージです。

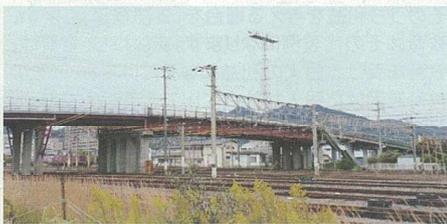


「古川跨線橋」通行止めの困難を乗り越えよう

井本義朗

(教育福祉委員長)

古川跨線橋の全面通行止めを伴う架け替え工事がいよいよ始まります。10年間にも及ぶ工事は、地域一帯の交通環境に大きな変化をもたらす、市民生活や地域経済にも多大な影響を与える事が心配されます。周南市の新たな重要課題ととらえ、行政だけでなく地域や企業が力を合わせてこの困難を乗り越えていかなければいけません。



架け替えとなる現在の古川跨線橋

■なぜ架け替えが必要なのか

古川跨線橋は日鉄ステンレス(株)周南エリア(旧日新製鋼)の北に位置する、産業道路と県道下松新南陽線とを結ぶ跨線橋で多くの鉄道線路をまたいでいます。非常に交通量の多い橋梁で、歩道は通学路にも利用されています。整備から55年が経過して老朽化した橋の耐震調査を行ったところ、現在の基準を満たさず、様々な手段や工法が検討された結果、耐震補強ではなく早急な架け替えが必要と判断されました。しかも全面通行止めを伴う工事期間は10年間にもわたり、事業費も約60億円にもなる大変な工事となります。

工事期間がこれほど長い大きな理由が二つあります。一つは、運行する鉄道という特殊な条件下での工事は、工程によっては夜間に数

時間しか作業ができないなどの厳しい制約があります。もう一つは、現場は住宅地と密接しているため十分な作業ヤードが取れず、全国的にも稀な非常に複雑で困難な工事を必要とするためです。市民にも長い期間大変な負担をおかけしますが、安全な交通環境を守るために橋などのインフラ施設の計画的な更新はどうしても必要な措置となります。

■これまでの対策の取り組み

通行止めの影響を考慮して、これまで様々な協議や対策が行われてきました。

渋滞緩和策として、通勤ルートの周南大橋経由への転換や時差出勤、公共交通機関の利用などを周辺企業に協力依頼してきました。また関係のない車両が生活道路を通り抜けに利用

しないように啓発も行っています。

交通安全対策としても、地域や学校、警察などと協議を行い、危険個所の把握や対策工事に順次取り組んできました。橋を渡る通学路は富田川沿いや駅近くの地下道のルートに変更するため、地下道の照明のLED化や転落防止柵、ガードレールの設置、路面表示、カラー区画線などの安全対策も進めてきました。

■全面通行止めは5月中旬から

通行止めは当初、今年3月末からを予定していましたが、工事金額の計算ミスが発覚して再入札の為に5月中旬に延期されました。

いよいよ10年間の工事が始まります。現在考えられる様々な対策に取り組んできましたが、それだけで通行止めの影響を全て排除することはできません。工事期間中も実際の状況を注視しながら行政や警察の迅速な対応が求められます。それに加えて周辺企業はもちろん、学校や見守り隊、交通安全協会など地域や団体の連携・協力も重要です。そして一般車両にもご協力いただかなければいけません。

市民と行政、地域、企業が地域を守る一員としてワンチームでこの困難を乗り越えていきたいと思います。ご協力をよろしく申し上げます。



周南市の公共交通政策のこれからは

山本真吾

(中心市街地活性化対策特別委員会副委員長)

■「周南市地域公共交通網形成計画」

平成25年施行の交通政策基本法に基づき、本市では生活交通の役割を明確化し、まちづくりに寄与する持続可能な公共交通を形成することを目的として、平成28年3月に「周南市地域公共交通網形成計画」が策定されています。



周南市地域公共交通網形成計画の表紙

■「移動手段がないじゃけど…」

近年のバス路線の減便・廃止や運転免許証の返納により移動手段に困る方が高齢者を中心に増加しており、最近特に「家族や知り合いの送迎が増えれば移動手段がなくて不便」「今は自分で運転できるけど、将来的に移動手段が心配」というお声をお聞きするようになりました。

■市街地近郊でも「公共交通利用不便地区」がある

本市では鉄道駅から800m、バス停から300mより離れている場所を「公共交通利用不便地区」としており、市内在住の約16%の方がこれに該当します。これは平成25年の数字ですので、現在ではそれ以上に増えている事は間違いありません。

「利用不便地区」と聞くと中山間地区をイメージしますが、私の住む新南陽の三笹町においても、昨年、バス路線が廃止されたことにより、残念ながら「公共交通利用不便地区」に該当するようになりました。バス路線の減便・廃止は民間企業が行う事であり、致し方のない事ではありますが、だからといってこのままではいけません。今後、市としてどのような方法でこれを解消していくのが大きな課題です。

■コミュニティバスのより一層の活用

コミュニティバスは既に本市の鹿野、大津島、大道理、八代、須金の計5地区で導入されており、主に高齢者の方の移動手段として利用されています。今後、市は導入地区を8地区まで増やす目標です。ただし、コミュニティバスは一定程度の需要のある地域でなければ効率的な運行が困難であり、万能なものではありません。

■タクシー運賃助成の可能性

コミュニティバスを補完する制度として、タクシー助成制度があります。

山口市では「公共交通利用不便地区」に住む方に対して、駅やバス停からの距離に応じた額のタクシー利用券を交付しており、視察に伺った際のお話では市民に好評で、利用者数は右肩上がり、財政負担は大きなものではないとの事でありました。

これから超高齢社会を迎えるにあたり、公共交通の整備は周南市における重要な課題の1つです。

市民の移動ニーズを踏まえ、日常生活における移動を持続的に支える事の出来る、効率的で利便性の高い公共交通ネットワーク構築の実現に向けて真剣に取り組んでまいります。



須金地区のコミュニティバス



徳山大学公立化の財政問題

藤井 康弘

(公共施設再配置特別委員会副委員長)

■はじめに

おそらく、これから数年間は、徳山大学の公立化の是非が周南市政の最大の争点になると思われるが、現時点では公立化の是非を判断(政治的・総合的判断)するための具体的な資料やデータが示されていません。そこで、当面できることとして、徳山大学公立化を財政面から理論的に検討してみることにしました。

■国公立大学の正当化根拠

私たちが政府(国・地方自治体の財政)から供給を受けている財やサービスには、①警察や消防のように民間(市場経済)では供給することができない「純粋公共財」の他に、②学校や病院のように民間でも供給できる「準公共財」があります。純粋公共財を政府が独占的に供給するのは当然としても、準公共財を政府が供給することについては、正当化根拠を明らかにしたうえでその根拠に照して適正な供給範囲を考える必要があります。

国民・市民への様々な財やサービスの供給を政府と民間がどのように役割分担するかに関して基本的なスタンスの違いがあっても、市場経済がうまく機能しない場面(市場の失敗)については政府による供給が望ましいことに異論はありません。その市場の失敗の1つに「外部性」があります。外部性とは、個人や企業などの経済主体の一定の行動が他の経済主体に影響を及ぼすことですが、

そのうち利益を与える場合を「外部経済」と言い、教育はその代表例になります。すなわち、教育は、教育を受ける個人の利益になるだけでなく、その教育を受けた個人が社会に出て働くことによって社会の利益にもなります。従って、受益者である社会が費用分担をせずに教育に必要な票を全部個人に負担させるなら、必要な教育は十分に行われず、結果的に個人も社会も不利益を被ることになります。これが教育に対する公的支援の理由であり、国公立大学の設置・運営と私学への国庫からの助成の正当化根拠になります。

■外部経済は徳山大学の公立化の正当化根拠となるのか

他の大学と同様に徳山大学における教育にも外部経済(社会貢献)が存在することに疑いはありません(それ故に国から補助金が交付されます)。ただ、ここで考えなければならないのは「受益と負担」の関係です。国立大学(及び国による私学助成)の場合は、卒業生は基本的に日本のどこかで働いて社会貢献をするので、教育の費用分担者と教育の外部経済の受益者はともに日本国内なので受益と負担が一致しています。また、公立大学であっても、都道府県立大学や大都市の市立大学の場合は、国立大学ほどではないにしても一定程度の受益と負担の対応関係が存在すると言えます。問題は、周南市のような中小規模の地方都市

が市立大学を設置した場合です。もし、市内の子供たちの多くが入学して、卒業生の多くが市内で就職して働くというのであれば、外部経済は市内で生じるので、市が大学を運営しても負担に見合う受益があると言えます。しかし、学生の多くが市外出身者で、卒業生の多くが市外に就職するというのであれば、外部経済は主に市外で発生するので、市立大学を運営しても負担に見合った受益はないことになります。実際に、公立大学の多くが都道府県立大学か比較的規模の大きな都市の市立大学であるのは、財政規模が大きくないと大学運営が苦しいという現実に加えて、財政理論上の正当化根拠による制約が(意識的にか無意識的にか)作用しているからではないかと考えられます。

■徳山大学公立化の条件

以上の理論的な検討から、徳山大学の現状が学生の多くが市外出身者で卒業生の多くが市外に就職しているというのであれば、公立化の条件として、次のいずれかの要件を充たすことが論理的に要求されることとなります。

- (1) 公立化によって周南市に財政負担が生じないこと。
- (2) 周南市に財政負担が生じるのであれば、それに見合うだけの市内からの進学者の増加と卒業生の市内への就職の増加についての確実な見込みが示されること。